

2021年7月28日

各位

会社名 マクセルホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中村 啓次
(コード番号：6810 東証第一部)
問合せ先 経営戦略部
(TEL. 03-5715-7061)

消費者庁による当社子会社への措置命令に関するお知らせ

当社は、消費者庁より当社の完全子会社であるマクセル株式会社（以下「マクセル」といいます。）に対して、2021年7月28日付で不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」といいます。）第7条第1項の規定に基づく命令（以下「本措置命令」といいます。）が出されたことに関し、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本措置命令の内容

本措置命令は、マクセルが製造・販売するオゾン除菌消臭器「オゾネオエアロ（型番：MXAP-AE270）」（以下「本製品」といいます。）に関する同社の公式オンラインショップサイト「マクセル公式ショップ本店」「マクセル公式ショップ楽天店」「マクセル公式ショップ PayPay モール店」上の表示について、消費者庁により景品表示法第5条第1号に違反すると判断されたものです。

2. 当社の見解及び今後の見通し

本製品に関する表示については、本製品が生成するオゾンが有するウイルス除去の効果に関して、第三者機関を通じて十分な検証の上で行われていたものと認識しておりますが、本措置命令による指摘事項につきましては、内容を精査し対応を検討してまいります。

また、本措置命令による当社グループの連結業績に与える影響は軽微であると考えており、今後も継続して本製品を含めたオゾン除菌消臭器の品質の向上とともに、製品ラインアップの拡充と拡販に努めてまいります。

なお、本件に関し今後開示すべき事象が発生した場合は直ちに公表する予定です。

以上